

ID: 20

担当部署: 企画課

処分の概要	使用料及び手数料の還付承認		
例規名 根拠条項	高根沢町使用料及び手数料条例 第5条ただし書		
例規番号	平成12年条例第9号		
【基準】 第5条の規定による。 (還付) 第5条 既に徴収した使用料及び手数料は、還付しない。ただし、町長が特別の事情があると認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日